

配当控除について

株式の配当等の所得がある場合は、配当控除が受けられます。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得金額} \times \text{控除率}$$

	1,000万円以下		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の部分の配当所得		1,000万円超の部分の配当所得	
控除率	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
		1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%

※ 配当の種類によっては、控除率が異なる場合があります。